番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	日本の医療や家族移住を目的に、虚偽書類を用いた在留諸申請が相次いでおり、また偽造書類で在留資格「経営・管理」や「技術・人文知識・国際業務」を取得し、関係のない業務に従事するケースもかなりあり、審査側が実際の能力を十分に判断できないのであるから、加算するのは相当ではない。	高度人材ポイント制におけるポイント加算の可否は、疎明資料等に基づき根拠となる事実について確認をした上で、適切に判断しています。 引き続き本制度の適切な運用に努めてまいります。
2	高度専門分野で外国人材を活用しようとしているが、人権問題や研究環境の悪化といった課題を改善しないままでは、優秀な人材が日本に集まるとは考えにくい。	外国人材を受け入れる上で、外国人の人権が適切に保護されるとともに、働きやすい就労環境や安全・安心で暮らせる生活環境を整備することは重要であると認識しています。 頂いた御意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
3	高度人材ポイント制における「特別加算」の基準における東南アジア諸国の有力大学の卒業者に対する優遇措置を拡充してほしい。	今回の意見募集は、高度人材ポイント制における特別加算の対象となる「イノベーションの創出の促進に関する支援措置」について、新たな事業の追加及び終了事業の削除など、必要な改正を行うに当たり、意見を求めるものです。 頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
4	「特別加算」の対象となる人材の定義や運用方法について、制度の信頼性と地域社会との共生の観点から明確化し、必要な改善を行うべき。	頂いた御意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
5	欧州の事例や技能実習生の失踪問題などを踏まえると、外国人の受入れ拡大には慎重であるべき。 まず「移民」の定義明確化、受入れの上限設定、高度人材の受入れを最小限に絞り、日本人の賃金引上げ、少子化対策を先行すべき。	高度人材ポイント制は、我が国の経済成長やイノベーションへの貢献が期待される能力や資質に優れた人材の受入れを促進するため、学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを設け、その合計が一定点数以上に達した場合に限って、高度外国人材として受け入れるものです。 引き続き本制度の趣旨を踏まえ、制度の適切な運用に努めてまいります。